

令和4年8月9日提出

半田市議会臨時会議案





議案第57号

令和4年度半田市一般会計補正予算第4号

令和4年度半田市の一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384,636千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,380,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月9日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 国庫支出金		6,633,258	326,058	6,959,316
	2 国庫補助金	1,818,993	326,058	2,145,051
16 県支出金		3,128,644	4,061	3,132,705
	2 県補助金	1,224,206	4,061	1,228,267
19 繰入金		732,050	54,517	786,567
	1 基金繰入金	732,050	54,517	786,567
歳入	合計	43,995,792	384,636	44,380,428

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		3,960,333	3,498	3,963,831
	1 総務管理費	3,214,346	3,498	3,217,844
3 民生費		16,747,963	85,032	16,832,995
	2 児童福祉費	8,016,781	85,032	8,101,813
4 衛生費		4,230,601	185,884	4,416,485
	1 保健衛生費	2,817,328	185,884	3,003,212
6 商工費		1,131,944	17,943	1,149,887
	1 商工費	1,131,944	17,943	1,149,887
7 土木費		6,353,670	26,204	6,379,874
	5 都市計画費	4,994,267	26,204	5,020,471
9 教育費		7,777,941	66,075	7,844,016
	1 教育総務費	626,300	1,894	628,194
	4 幼稚園費	473,881	18,964	492,845
	6 保健体育費	1,430,453	45,217	1,475,670
歳 出 合 計		43,995,792	384,636	44,380,428

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 国庫支出金	6,633,258	326,058	6,959,316
16 県支出金	3,128,644	4,061	3,132,705
19 繰入金	732,050	54,517	786,567
歳入合計	43,995,792	384,636	44,380,428

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費	3,960,333	3,498	3,963,831
3 民生費	16,747,963	85,032	16,832,995
4 衛生費	4,230,601	185,884	4,416,485
6 商工費	1,131,944	17,943	1,149,887
7 土木費	6,353,670	26,204	6,379,874
9 教育費	7,777,941	66,075	7,844,016
歳出合計	43,995,792	384,636	44,380,428

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
3,498	0	0	0
54,820	0	0	30,212
162,101	0	0	23,783
17,943	0	0	0
26,204	0	0	0
65,553	0	0	522
330,119	0	0	54,517

2 歳 入

15款 国庫支出金
2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	千円 133,143	千円 319,058	千円 452,201
2 民生費国庫補助金	827,200	7,000	834,200
計	1,818,993	326,058	2,145,051

16款 県支出金
2項 県補助金

2 民生費県補助金	652,677	2,496	655,173
8 教育費県補助金	65,313	1,565	66,878
計	1,224,206	4,061	1,228,267

19款 繰入金
1項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	494,991	54,517	549,508
計	732,050	54,517	786,567

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	319,058 千円	65 地方創生臨時交付金	319,058 千円
2 児童福祉費補助金	7,000	02 保育対策総合支援事業費補助金	7,000

3 児童福祉費補助金	2,496	30 保育所等給食費軽減対策支援金	2,496
4 幼稚園費補助金	1,565	01 教育支援体制整備事業費交付金	1,565

1 財政調整基金繰入金	54,517	01 財政調整基金繰入金	54,517
-------------	--------	--------------	--------

15款 国庫支出金 16款 県支出金 19款 繰入金

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 一般管理費	1,229,179	3,498	1,232,677	国庫支出金 3,498			
計	3,214,346	3,498	3,217,844	3,498	0	0	0

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	822,066	201	822,267	国庫支出金 201			
2 児童福祉費	4,786,274	7,955	4,794,229	国庫支出金 5,459 県支出金 2,496			
4 保育園費	2,062,019	73,417	2,135,436	国庫支出金 45,639			27,778
5 児童発達支援センター費	211,006	3,308	214,314	国庫支出金 874			2,434

節		説明	千円
区分	金額		
12 委託料	3,498	02 秘書事務費 02 ふるさと納税事務 12 委託料 ふるさと納税事業者支援業務委託料	3,498 3,498 3,498 3,498

14 工事請負費	201	20 ふたば園管理運営費 01 ふたば園管理運営事業 14 工事請負費 自動水栓化工事	201 201 201 201
14 工事請負費	1,402	20 児童センター管理運営費 01 児童センター管理運営事業 14 工事請負費 自動水栓化工事	1,402 1,402 1,402 1,402
18 負担金、補助 及び交付金	6,553	50. 民間保育所運営費 50. 民間保育所運営事業 18 負担金、補助及び交付金 保育所等給食費軽減対策補助金 (県事業) 保育所等給食費軽減対策補助金 (市事業) 51 地域型保育事業 18 負担金、補助及び交付金 保育所等給食費軽減対策補助金 (県事業) 保育所等給食費軽減対策補助金 (市事業)	6,553 5,765 5,765 3,294 2,471 788 788 450 338
10 需用費	10,358	02 市立保育園管理運営費 01 市立保育園管理運営事業 10 需用費 消耗品費 賄材料費 園児等主食費	73,417 73,417 10,358 1,800 7,417 1,141
11 役務費	594	11 役務費 通信運搬費	594 594
12 委託料	20,059	12 委託料 ごみ収集運搬委託料 W i F i 環境整備委託料 インターネット回線設定委託料	20,059 1,171 18,475 413
13 使用料及び賃 借料	3,699	13 使用料及び賃借料 機器借上料 システム使用料	3,699 36 3,663
14 工事請負費	30,081	14 工事請負費 自動水栓化工事	30,081 30,081
17 備品購入費	8,626	17 備品購入費 保育事業用備品	8,626 8,626
10 需用費	309	02 児童発達支援センターつくし学園管理運営費 01 児童発達支援センターつくし学園管理運営事業 10 需用費	3,308 3,308 309
11 役務費	48		

2款 総務費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
6 子育て支援センター事業費	32,954	151	33,105	国庫支出金 151			
計	8,016,781	85,032	8,101,813	54,820	0	0	30,212

4款 衛生費
1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	711,295	251	711,546	国庫支出金 251			
6 上水道事業費	0	185,633	185,633	国庫支出金 161,850			23,783
計	2,817,328	185,884	3,003,212	162,101	0	0	23,783

6款 商工費
1項 商工費

4 観光費	188,414	17,943	206,357	国庫支出金 17,943			
計	1,131,944	17,943	1,149,887	17,943	0	0	0

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
12 委託料	1,548	消耗品費	136
		賄材料費	173
13 使用料及び賃借料	201	11 役務費	48
		通信運搬費	48
14 工事請負費	701	12 委託料	1,548
		ごみ収集運搬委託料	70
		Wi-Fi環境整備委託料	1,450
17 備品購入費	501	インターネット回線設定委託料	28
		13 使用料及び賃借料	201
		機器借上料	3
		システム使用料	198
		14 工事請負費	701
		自動水栓化工事	701
		17 備品購入費	501
		保育事業用備品	501
14 工事請負費	151	02 子育て支援センター事業費	151
		01 子育て支援センター事業	151
		14 工事請負費	151
		自動水栓化工事	151

14 工事請負費	251	02 保健衛生一般事務費	251
		01 保健センター管理運営事業	251
		14 工事請負費	251
		自動水栓化工事	251
18 負担金、補助及び交付金	185,633	02 水道事業会計繰出金	185,633
		80 水道事業会計繰出金	185,633
		18 負担金、補助及び交付金	185,633
		水道事業会計補助金	185,633

12 委託料	17,943	02 観光振興事業費	17,943
		50 観光振興事業	17,943
		12 委託料	17,943
		物産品等オンライン販売促進業務委託料	17,943

3款 民生費 4款 衛生費 6款 商工費

7款 土木費
5項 都市計画費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
1 都市計画総務費	772,687	26,204	798,891	国庫支出金 26,204			
計	4,994,267	26,204	5,020,471	26,204	0	0	0

9款 教育費
1項 教育総務費

3 学校教育指導費	494,307	1,894	496,201	国庫支出金 1,894			
計	626,300	1,894	628,194	1,894	0	0	0

4項 幼稚園費

1 幼稚園費	473,881	18,964	492,845	国庫支出金 16,877 県支出金 1,565			522
計	473,881	18,964	492,845	18,442	0	0	522

6項 保健体育費

3 学校給食費	925,047	45,217	970,264	国庫支出金 45,217			
---------	---------	--------	---------	-----------------	--	--	--

節		説明	千円
区分	金額		
12 委託料	23,194	03 公共交通対策事業費	26,204
18 負担金、補助及び交付金	3,010	50 公共交通対策事業	26,204
		12 委託料	23,194
		公共交通無料乗車キャンペーン運行業務委託料	22,753
		公共交通無料乗車キャンペーン広報物作成業務委託料	441
		18 負担金、補助及び交付金	3,010
		公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金	3,010

18 負担金、補助及び交付金	1,894	04 私立幼稚園事業費	1,894
		01 私立幼稚園事業	1,894
		18 負担金、補助及び交付金	1,894
		幼稚園給食費軽減対策補助金	1,894

10 需用費	2,252	02 市立幼稚園管理運営費	18,964
11 役務費	279	01 幼稚園管理運営事業	18,964
13 使用料及び賃借料	1,261	10 需用費	2,252
14 工事請負費	14,865	消耗品費	1,336
17 備品購入費	307	賄材料費	916
		11 役務費	279
		通信運搬費	279
		13 使用料及び賃借料	1,261
		システム使用料	1,261
		14 工事請負費	14,865
		自動水栓化工事	14,865
		17 備品購入費	307
		幼稚園用備品	307

10 需用費	45,217	02 学校給食管理運営費	45,217
		05 学校給食食材購入事業	45,217
		10 需用費	45,217
		学校給食材料費	45,217

7款 土木費 9款 教育費

6項 保健体育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	1,430,453	45,217	1,475,670	45,217	0	0	0

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

9款 教育費

令和4年度半田市一般会計補正予算第4号 歳入参考資料

(款) 15 国庫支出金

(単位: 千円)

項目	節	補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額			
2	国庫補助金			
	1 総務費国庫補助金			
	1 総務管理費補助金 319,058		地方創生臨時交付金 319,058×10/10 319,058	319,058
	2 民生費国庫補助金			
	2 児童福祉費補助金 7,000	保育対策総合支援事業費 補助金 2,388 4,777×1/2	保育対策総合支援事業費 補助金 9,388 18,777×1/2	7,000

(款) 16 県支出金

(単位: 千円)

項目	節	補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額			
2	県補助金			
	2 民生費県補助金			
	3 児童福祉費補助金 2,496		保育所等給食費軽減対策 支援金 2,496 3,744×2/3	2,496
	8 教育費県補助金			
	4 幼稚園費補助金 1,565		教育支援体制整備事業費 補助金 1,565 2,087×3/4	1,565

議案第58号

令和4年度半田市水道事業会計補正予算第1号

(総則)

第1条 令和4年度半田市水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度半田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 水道事業収益	2,290,432 千円	825 千円	2,291,257 千円
第1項 営業収益	2,097,255 千円	△184,808 千円	1,912,447 千円
第2項 営業外収益	193,175 千円	185,633 千円	378,808 千円
支出			
第1款 水道事業費用	2,019,900 千円	825 千円	2,020,725 千円
第1項 営業費用	1,951,632 千円	825 千円	1,952,457 千円

(条項の追加)

第3条 令和4年度半田市水道事業会計予算第7条の次に次の一条を加える。

(他会計からの補助金)

第8条 物価高騰を起因とする水道料金(基本料金)の減免のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、185,633千円である。

令和4年8月9日提出

半田市長 久世孝宏

令和4年度半田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			千円 2,290,432	千円 825	千円 2,291,257
	1 営業収益		2,097,255	△ 184,808	1,912,447
		1 給水収益	1,939,899	△ 184,808	1,755,091
	2 営業外収益		193,175	185,633	378,808
		5 他会計補助金	0	185,633	185,633

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			千円 2,019,900	千円 825	千円 2,020,725
	1 営業費用		1,951,632	825	1,952,457
		3 総係費	174,237	825	175,062

注記

【補正前】

Ⅲ その他の注記

新会計基準移行に係る経過措置

修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

【補正後】

Ⅲ その他の注記

新会計基準移行に係る経過措置

修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

他会計からの補助金

燃料費等の物価高騰の影響を受ける市民及び事業者の経済的な負担を軽減するために水道料金のうち基本料金の減免を実施する。その費用に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、185,633千円である。

令和4年度半田市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業収益			2,290,432	825	2,291,257
	1 営業収益		2,097,255	△ 184,808	1,912,447
		1 給水収益	1,939,899	△ 184,808	1,755,091
	2 営業外収益		193,175	185,633	378,808
		5 他会計補助金	0	185,633	185,633

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業費用			2,019,900	825	2,020,725
	1 営業費用		1,951,632	825	1,952,457
		3 総係費	174,237	825	175,062

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
水 道 料 金	△ 184,808	水道料金（基本料金）の減免	△ 184,808
他 会 計 補 助 金	185,633	水道料金（基本料金）の減免に係る一般会計補助金	184,808
		水道料金（基本料金）の減免に係るシステム改修委託料に係る一般会計補助金	825

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
委 託 料	825	水道料金（基本料金）の減免に係るシステム改修委託料	825

議案第59号

半田市防災広場整備事業に係る土地売買契約の締結について
次のとおり土地売買契約を締結するものとする。

令和4年8月9日提出

半田市長 久世孝宏

1. 財産の種別、所在地及び数量

土地

所在地番	登記地目	登記面積 (㎡)
横山町189番	田	1,721
横山町190番	畑	1,753
横山町191番	畑	1,663
横山町210番	畑	1,693
横山町211番	畑	1,684
横山町212番	田	1,689
合計		10,203

2 取得金額 金103,323,480円

3 取得目的 半田市防災広場整備用地

4 所有者 名古屋市在住
小島啓司

土地売買契約内容

半田市が施行する半田市防災広場整備事業のため必要な土地について、小島 啓司を甲とし、半田市を乙として、下記条項により土地売買契約を締結する。

記

(契約の目的)

第1条 甲は、甲の所有に係る末尾に記載する土地（以下「この土地」という。）を乙に売渡し、この土地に質権、抵当権、又は先取得権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させるものとする。

(契約金額)

第2条 この土地の売買代金は、金103,323,480円とする。

(土地の引渡期限等)

第3条 甲は、令和4年9月30日までに乙にこの土地を引き渡すものとする。この場合において、この土地に第1条に規定する権利が設定されており、又は存するときは、速やかに当該権利を消滅させるものとする。なお、当該権利が登記されているときは権利消滅後直ちに当該登記を抹消させるものとする。

2 前項の権利の消滅に要する費用は甲の負担とする。

3 この土地に、第1条に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第4条 甲は、乙がこの土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類、その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を直ちに乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第5条 甲は、第3条第1項の規定により乙にこの土地を引渡し、かつ、この土地の所有権移転登記が完了したときに、第2条の売買代金を乙に請求できるものとし、乙は適法な請求書を受領した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

2 乙は、前項の支払いを遅延したときは、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(土地の譲渡等の禁止)

第6条 甲は、この契約の締結後においては、この土地を第三者に譲渡し、この土地について所有権以外の権利を設定し、物件を設置し又は乙の同意なくして土地の形質を変更しないものとする。

2 甲が前項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

(契約の解除)

第7条 乙は、甲の債務不履行があったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 乙がこの契約を解除したときは、甲はすでに受領した補償金の額に受領の日から返還の日まで年2.7パーセントの金利を加算し、速やかに乙に返還するものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第8条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は責任をもって解決するものとする。

(負担の帰属)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

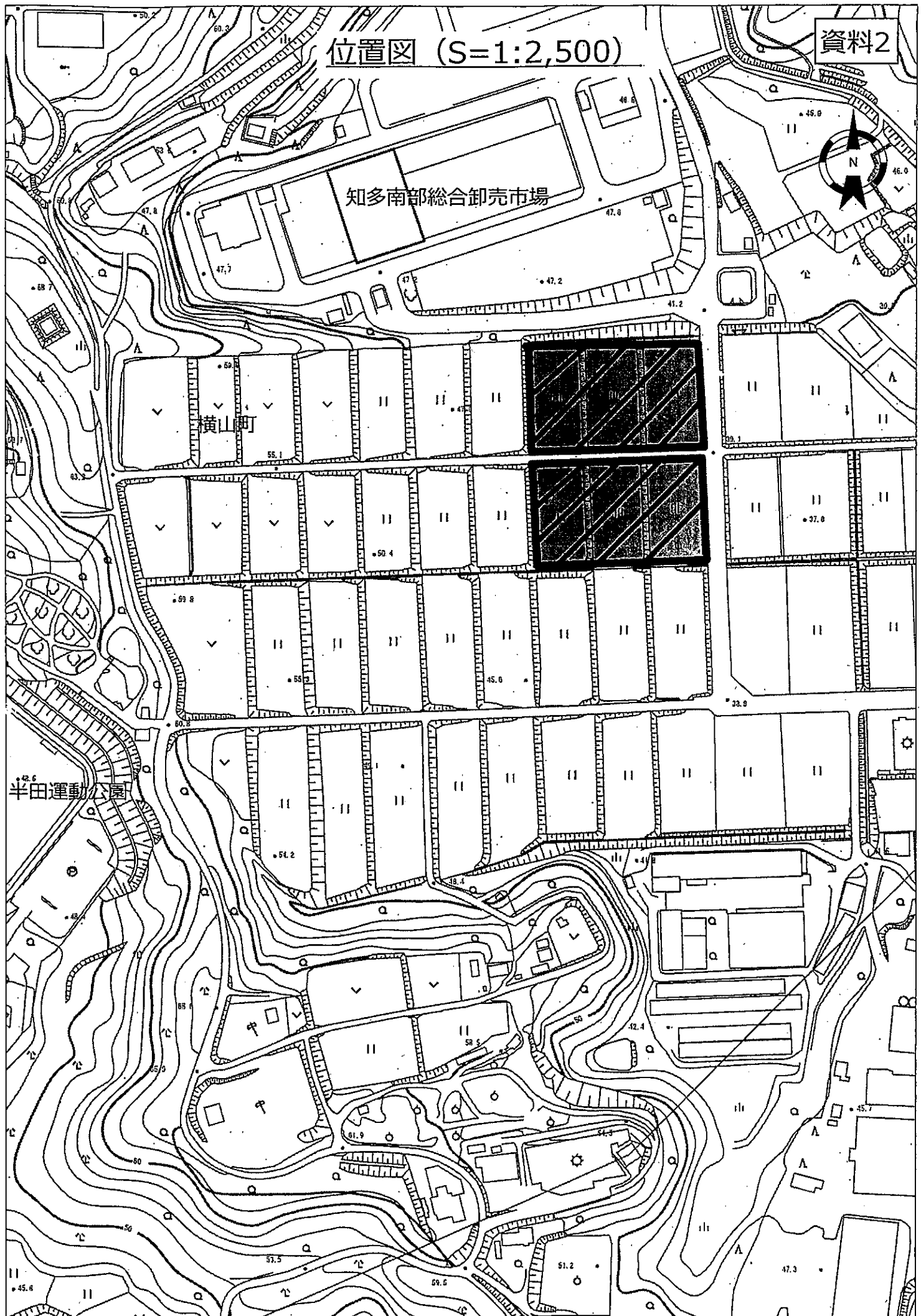
2 この土地の公租公課は、所有権移転登記完了後であっても甲を義務者として課されるものは、甲の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。この契約締結の証として、契約書2通を作成して、各自その1通を保有する。

位置図 (S=1:2,500)

資料2



議案第60号

半田市防災広場整備事業に係る土地売買契約の締結について
次のとおり土地売買契約を締結するものとする。

令和4年8月9日提出

半田市長 久世孝宏

1 財産の種別、所在地及び数量

土地

所在地番	登記地目	登記面積 (㎡)
横山町237番1	田	2,062
横山町238番1	田	2,088
横山町239番1	田	2,059
合計		6,209

2 取得金額 金66,056,880円

3 取得目的 半田市防災広場整備用地

4 所有者 半田市在住

澤田友宏

土地売買契約内容

半田市が施行する半田市防災広場整備事業のため必要な土地について、澤田 友宏を甲とし、半田市を乙として、下記条項により土地売買契約を締結する。

記

(契約の目的)

第1条 甲は、甲の所有に係る末尾に記載する土地（以下「この土地」という。）を乙に売渡し、この土地に質権、抵当権、又は先取得権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させるものとする。

(契約金額)

第2条 この土地の売買代金は、金66,056,880円とする。

(土地の引渡期限等)

第3条 甲は、令和4年9月30日までに乙にこの土地を引き渡すものとする。この場合において、この土地に第1条に規定する権利が設定されており、又は存するときは、速やかに当該権利を消滅させるものとする。なお、当該権利が登記されているときは権利消滅後直ちに当該登記を抹消させるものとする。

2 前項の権利の消滅に要する費用は甲の負担とする。

3 この土地に、第1条に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第4条 甲は、乙がこの土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類、その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を直ちに乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第5条 甲は、第3条第1項の規定により乙にこの土地を引渡し、かつ、この土地の所有権移転登記が完了したときに、第2条の売買代金を乙に請求できるものとし、乙は適法な請求書を受領した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

2 乙は、前項の支払いを遅延したときは、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(土地の譲渡等の禁止)

第6条 甲は、この契約の締結後においては、この土地を第三者に譲渡し、この土地について所有権以外の権利を設定し、物件を設置し又は乙の同意なくして土地の形質を変更しないものとする。

2 甲が前項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

(契約の解除)

第7条 乙は、甲の債務不履行があったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 乙がこの契約を解除したときは、甲はすでに受領した補償金の額に受領の日から返還の日まで年2.7パーセントの金利を加算し、速やかに乙に返還するものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第8条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は責任をもって解決するものとする。

(負担の帰属)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

2 この土地の公租公課は、所有権移転登記完了後であっても甲を義務者として課されるものは、甲の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。この契約締結の証として、契約書2通を作成して、各自その1通を保有する。

位置図 (S=1:2,500)

資料2

